

(看護)小規模多機能型居宅介護 指導助言・報酬返還の代表的な事例について

居宅サービス計画(ケアプラン)の作成等について

○ 居宅サービス計画の作成に当たり一連のケアマネジメント業務が行われていない。何年間も全く同じ内容でプランが現状に合っていない。居宅サービス計画の作成に当たってのアセスメントがない、アセスメントの内容が更新されていない。毎月の訪問記録、モニタリングの記録がない、記録があっても内容が不十分であった。

※ 居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱に沿って行わなければなりません。居宅介護支援と同様、一連のケアマネジメントは必須です。

※ (看護)小規模多機能型居宅介護計画の作成の手順も、居宅サービス計画、個別サービス計画と基本的には同じです。
(アセスメント、プラン原案作成、サービス担当者会議(他従業者との協議)、利用者への説明・同意・交付を経て本プランになります。)

○ 暫定プラン(居宅サービス計画・(看護)小規模多機能型居宅介護計画)を作成していない。

※ 居宅介護支援と同様の取り扱いです。

モニタリング

○ モニタリングを行っていることが確認できなかった。

運営指導時、ケアマネに毎月の訪問、モニタリングについて確認したところ、「送迎時に確認した。」との回答であったが、ケアマネとしての訪問、モニタリングを行ったことが記録からは確認できなかった。

→ 毎月の訪問によるモニタリングで、住環境の確認、ケアプランに位置づけた福祉用具が適切に使われているか、ケアプランの目標の達成度合い、サービスの満足度、家族に困りごとはないか等をモニタリングの際に確認し、記録に残します。

○ 加算の算定要件を満たしていることが確認できなかった。

(訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、口腔・栄養スクリーニング加算、サービス提供体制強化加算等)

算定要件を満たしていることがわかる記録、運営指導のヒヤリング時に説明ができなかった。

※ 加算は算定要件を全て満たしていないと報酬返還となります。

今年度も加算の要件を満たさず、報酬返還となった事例がありました。